

2015年1月28日

博士学位論文審査報告書

大学名 早稲田大学
研究科名 人間科学研究科
申請者氏名 伊藤 純
学位の種類 博士（人間科学）
論文題目 近代日本と民俗芸能
Modern Japan and Folk Performing Arts
論文審査員 主査 早稲田大学教授 蔵持不三也 博士（人間科学）（早稲田大学）（文化人類学）
副査 早稲田大学教授 谷川章雄 博士（人間科学）（早稲田大学）（考古学・日本文化論）
副査 早稲田大学教授 寒川恒夫 学術博士（筑波大学）（文化人類学）
副査 中央大学教授 岩田重則 博士（社会学）（慶應大学）（民俗学）

本論文はわが国の民俗文化を、とくに著者が学部時代から調査・研究を行ってきた民俗芸能と文化政策、そして資源化問題をキーワードとして再検討するものである。

そのための序章として、著者はまず民俗芸能の歴史的背景や研究動向を通観する。それによれば、民俗芸能が真に学問の対象となったのは、組織的な資料の収集・研究を目的として1927年に結成された「民俗藝術の会」を嚆矢とし、とりわけその中心だった柳田国男は、会誌《民俗藝術》において重出立証法を提唱して、以後の組織的・体系的な民俗芸能研究を方向付けたとする。さらに早川孝太郎はモノグラフ『花祭』において、民俗芸能の研究法を明示し、折口信夫はわが国の神観念や芸能・祭の発生を、民俗芸能から解き明かした。だが、民俗芸能の研究で金字塔を築いたのは本田安次であった。彼は驚異的なフィールドワークを行って全国各地の民俗芸能を調査・記録し、その膨大なデータに基づき、民俗芸能を「神楽」「田楽」「風流」「祝福芸」に分類した。以後、民俗芸能研究はこの本田分類を基盤として展開していったという。

だが、高度経済成長期を迎えると、都市祭礼の研究が脚光を浴びるようになる。それに伴って、従来の民俗芸能研究にも新たなアプローチが登場し、民俗芸能の解釈を巡って生じるコンフリクトや民俗芸能と国家の問題、行為者である人間・個人・身体・学習を記述する方法、さらに近現代の社会システムと民俗芸能との関係に焦点を当てるようになったという。こうした流れを受けて、著者は以下のような新しい研究課題を提唱する。

- ① データベース化された資料を再び地域的な文脈に戻して、列島単位としての芸能史に位置付ける。

- ② 民俗芸能の資源化という問題を歴史研究のなかで再検討する。
- ③ しかじかの民俗芸能のうちに、当該集団間および集団内における文化的・構造的対立がどのような形をとって現われるかを、実践レベルで解読する。

さらに著者は、これらの課題を実現するための方法として、「見る／見られる」という従来の2極的な主体設定に加えて、「見させる」というもう1極、すなわち文化財制度や観光戦略、社会意識といった外在的要因に目を向けることを提唱する。それは歴史的・社会的にさまざまな規制を受けつつ伝承されてきた、そして今日、文化資源としての役割を担われるように民俗芸能を、外側からもフィールドレベルで見直す作業であるとする。

第1章は、序章で縷々論じた問題提起を自らに引き受ける形で、著者はまず東日本の「三匹獅子舞」をとりあげ、その伝播と芸能化のプロセスを検討する。この章では、著者が調査してきた数多くの三匹獅子舞のうち、青梅市澤井や秋田県大仙市などの7例を比較・分析している。そこではまず、先行研究を批判的に再検討したうえで、それぞれの獅子舞の過去・現在の芸能や造作、被り物（笠、ササラ）、獅子舞歌、絵巻、古文書、さらに伝承者や伝播・伝播者などを仔細に分析する。そして、「伝承知」と「実践知」が必ずしも一致しておらず、おそらくそれは、演者の身体レベルと知識レベルで2通りの伝播・伝承・展開がなされた結果ではないかと推測する。

第2章は民俗芸能を巡る外的要因（＝見させるもの）、すなわち明治以降の文化行政による芸能観を論じたものである。著者はまず明治5年の教部省による演劇統制を取り上げ、芸能が公序良俗を害する「国家に益なき遊芸」として蔑視された歴史を語る。この政策は、しかし明治12年の前米国大統領グラントの来日を機に転換され、芸能が規制の対象としての風俗から、国家戦略に利用しうる文化として認められるようになったという。明治19年に発足した「演劇改良会」は、演劇の欧風化ないし近代化を謳い、伝統的な遊行芸や地方の盆踊りすら規制するようになる。だが、慶応元年に栃木県関白村（現宇都宮市）から日光市小林に伝わった関白流獅子舞に関する古文書「秘密許之事」から、因習視されてきた芸能が、じつは地方では都市ほど規制されることはなかったと指摘する。そして大正10年に出された内務省社会局の「民力涵養実行資料」は、ついに地方の伝統的な芸能を、農村生活の娯楽として位置付けるまでになる。大正14年には、のちに民俗芸能の発展に大きく寄与することになる日本青年館が開館し、それに深くかかわった柳田國男や小寺融吉らによって、地方の民俗芸能に対する再評価や再解釈の機運が盛り上がったという。

こうして文化としての定位置を得た民俗芸能の研究に真の意味での画期が訪れる。それを担ったのが、昭和初期における柳田國男の一連の著作や、郷土科学講座や郷土教育運動だった。著者によれば、これらの郷土研究や郷土教育は、「郷土をノスタルジックな理想郷とせず、社会問題を解決する方法」であり、「それゆえに社会实践・社会政策としても展開した」という。そして早稲田演劇協会の国立劇場建設要望が頓挫して3年後の昭和13年、文部省編になる『国体の本義』は、「皇国国民を育成するために郷土を理想化」し、その芸能も高く評価する。こうして一種の芸能ブームが起こるようになるが、そこでは芸能が内

在的に備えていた「民俗美」や「超歴史性」が高く評価され、これが戦後の芸能＝文化財政策に引き継がれていったという。

第3章は、我が国の戦後の文化政策に大きな影響力を与えた本田安次の芸能研究の再検討である。序章においてすでにこの分野における功績は縷々紹介されているが、ここではそれをより深く、彼の著作を詳細に読み込んでの分析がなされている。そして、本田の民俗芸能論を評価しつつ、「地域における個別具体的な特色を同一民族の均質の共通性としてみることに力点を置いていた」として、この視座からは、しかじかの芸能を伝承・定立させる地域的な文脈や社会構造、さらに住民たちの生活意識との関係が捨象される、という学問的な危うさがあると指摘する。著者はまた、本田が柳田國男の枝芸論を採用して、民俗芸能を身体的な「枝」とする一種の「演劇学的芸能観」を立ち上げるまでの経緯を辿り、この芸能観がやがて文化財行政の思想的な基本となっていたとも読み解く。

第4章は、著者のフィールドノートに基づいて三宅島の民俗芸能が考察されている。伝統的な歌謡や神事が東京都の無形文化財に指定されているこの島では、「カミサマ」と呼ばれる旧島役人を出自とする壬生家と禰宜ないし宮守によって祭祀が営まれているが、著者はとくに疫病退散を目的として京都から勘請された牛頭天王の祭り、すなわちテンノウサマを取り上げてその式次第や人的構成、役割分担を時系列的に追う。そして、この祭りに登場する神着木遣り太鼓とそれを継承する昭和45年結成の保存会と、結成時期が曖昧な芸能同志会の活動に着目する。同志会の太鼓は、専門的な和太鼓集団である鼓童によって取り入れられて全国的に知られるようになったが、神着太鼓の正統な後継者を自認する保存会はこれを喜ばず、両者のあいだに島の民俗慣行を巡っての軋轢が生じるようになった。そこには二重の論理、すなわち「地域のガバナンスを超えた芸能的論理と民俗的論理」があり、技術的結合に基づく前者と社会的結合という二重性によって民俗芸能がなおも実践されているという。

「伝承と資源化の課題」と題した終章は本論文の総括である。ここで著者は従来の民俗芸能研究が、対象を巡る「実践」の展開と衝突・葛藤の所産であったとし、その視点は演者の身体にかかわる「見る／見られる」という位相に多くの焦点が当てられてきたとも指摘する。だが、民俗芸能が本来有するであろう多極性ないし多極化というメカニズムを十分に検討するには、「見させる」という位相の導入が不可欠であると説く。さらに著者はこの第3項、すなわち「見させる」側を代表する文化政策ないし文化財行政が、民俗芸能の維持・発展に寄与していることを認めながら、それが民俗芸能自体の選別システムにもなっているとす。そして、この選別から漏れた夥しい数の芸能が、今日後継者不足などさまざまな問題を抱えているという実情を指摘したうえで、その文化資源化に一層の慎重さを求めるとの提言を行っている。

本論文は、以上縷々みてきたように、わが国における民俗芸能の研究史を総括し、そのさまざまな問題点を著者のフィールドワークや地方に残る古文書、行政文書などから再検討するものである。著者が意欲的に取り組んだ「地域－演者・演技－組織－伝承」からな

るクアトリアードに基づく多角的な手法は、これまでの民俗学研究では稀有であり、まさにそれが本論文最大の特徴であり、独創性となっている。民俗芸能の身体論については、さらに精緻な検討が望まれるが、本論文が新しい民俗文化研究の先駆けとなることは必定と言える。それはまた民俗芸能研究に巨歩を印した本田安次の批判的な後継者の誕生を予告するものでもある。

なお、本論文（一部を含む）が掲載された主な学術論文は以下の通りである。

1. 伊藤 純「三匹獅子舞の儀礼論—行列・舞という二重構造に着目して」、《民俗芸能研究》、第 48 号、民俗芸能学会、1-23 頁、2010 年。
2. 伊藤 純「本田安次の民俗芸能観とその課題」、《民俗芸能研究》、第 51 号、民俗芸能学会、1-23 頁、2011 年。

以上のことに鑑みて、本審査委員会は、本論文が博士（人間科学）の学位を授与するに十分値するものと認める。

以上